

東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表 (有毒ガス防護対策)

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
1	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P18	固定源及び可動源の調査において、東海発電所の扱いを再確認し、敷地を共有しているのであればその旨説明すること。	G-1-002(改2)p3, 5, 34 別紙4-7-1 p9 G-1-010(改1)p7, 9, 38, 166	今回回答	
2	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	—	最新プラントの女川2号炉の記載と比較し記載が不十分な部分があるため、確認し記載の充実化を検討すること。(例:p31の薬品の記載や、p33の評価対象外とした有毒化学物質の記載等。)	女川2号炉の記載を参考に記載の充実化を図った。また、まとめ資料について女川2号炉との比較表を作成し、記載の充実化を図った。	G-1-001(改1) G-1-002(改1) G-1-010(改0)	2022/7/19
3	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P14	固定源特定フローでボンベ等に保管されている場合調査対象外とするところを、p16で敷地外のアンモニアでボンベで調査対象としている理由を説明すること。	ボンベ保管されている敷地外アンモニアについて調査対象としていることについて別紙4-7-1に記載した。	G-1-002(改1) 別紙4-7-1 p128	2022/7/19
4	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P14, 18	調査対象として選定した論拠を説明すること。(ガソリンや硫化水素が選ばれた理由についても同様に。)	敷地外固定源の特定フローについて明確化を図った。	G-1-001(改1)p14 G-1-002(改1)p4	2022/7/19
5	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	—	気象条件のインプットとして、東海第二発電所の地表データだけでなく、最寄りの水戸気象台のデータも確認し、大きな齟齬がないことを説明すること。	最寄りの気象官署(水戸地方気象台)で観測されたデータについて確認を行った。(No.26と同様)	G-1-002(改2) 別紙9 p4~8 G-1-010(改1)p222~226	今回回答
6	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P23	表7の最大方位という記載を実態の評価に合わせる形に記載を検討すること。また、敷地外の評価は発生源毎に確認できるように図の示し方を検討すること。	敷地内外固定源の隣接方位を含めた評価結果を記載するとともに、敷地外固定源の図について位置の明確化を図った。	G-1-001(改2)p23~25	今回回答
7	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	—	調査対象外の表で隣接する事業所などがどれかわかるように説明すること。	ヒアリングにてご説明する。	—	2022/7/19
8	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P20	有毒ガス防護判断基準値でメタノール、ガソリン、硫化水素について、具体的に何に基づき防護判断基準を設定しているのか説明すること。	比較表の差異理由に、有毒ガス防護判断基準値設定の考え方フローに沿って設定した考え方を記載し、文献にて設定したものについてヒアリングにてご説明する。	—	2022/7/19
9	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P23	有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が1に足り際どいものがあるので、表で除外したロジック・選定の考え方について説明すること。	No.4と同様	No.4と同様	2022/7/19
10	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P35	開示情報で堰の情報が得られなかった時に堰があるものとして考え、その面積を東海第二の敷地内のアンモニア溶融炉の堰から推定する妥当性を説明すること。	堰面積については、保守的な結果となる条件(堰設定なし)を設定する。なお、開示情報が得られなかった一部の堰面積については、実態調査を行い、調査で情報が得られた場合は、その値を設定して評価を行う。(No.37と同様)	G-1-002(改2) p35, 43~48, 52, 55 G-1-010(改1)p39, 47~52, 56, 58	今回回答
11	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P201	TBPを使用する際に使う有機溶媒が表のどこに該当するか説明すること。	確認しヒアリングにてご説明する。	—	2022/7/19
12	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P325, P326	p325の第1表では搬入量とp324の輸送量の違いを説明すること。	整合性を図るため、「搬入量」を「輸送量」に訂正した。	G-1-002(改1)別紙4-9 p2	2022/7/19
13	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P255, P256	固定源の整理で対象外としたものについて、その根拠を説明すること。	No.4と同様	No.4と同様	2022/7/19
14	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P356	第3表で最小投影面積において、一番厳しい条件を使用していることがわかるようにデータを纏めて説明すること。	最小投影面積の設定について、一番厳しい条件であることについて明確化を図った。	G-1-002(改1) 別紙10-2 p15, 16	2022/7/19
15	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P394	短時間放出の場合の計算式が適切か確認し説明すること。	計算式を適切に修正し、気象指針に基づく式である旨を記載した。	G-1-002(改2) 別紙10-2 p26, 51~54 G-1-010(改1)p256, 271~273	今回回答

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
16	2022/6/15	G-1-005	改0	有毒ガス防護について_比較表	P25	運転・対処要員が体制上のどの要員で、その対象がその要員でいい理由を説明すること。(ガイドの運転・指示要員等が東海第二ではどの要員に該当するか。)	G-1-002(改1)別紙12-1 p2, 3	2022/7/19	
17	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p3/14, p5/14	「3.1.2 調達に係る組織」にて委託等実績の記載を検討すること。(p5/14の「3.4.1 供給者の技術的評価」, 「3.4.2 供給者の選定」, 「3.4.3 調達管理」についても同様に)		今後回答	
18	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p3/14	3.設計活動に係る品質管理の実績において、先行との差異理由で保安規定の施行前は不適切であり、法律の施行改正前等の記載の適正化を検討すること。		今後回答	
19	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p4/14	3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法において、品管規則に照らして設計開発レビューについての記載の不要か再検討すること。		今後回答	
20	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p7/14	4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証では適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職の者、3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証では当該業務を直接実施した原設計者以外の者となるが、品管規則に照らして適正化を検討すること。		今後回答	
21	2022/7/19	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p7/14	消防法で抽出したものが毒物及び劇物取締法を包含しているか説明すること。		今後回答	
22	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p27	第3.1.3-1図, 第3.1.3-2図で③とか①とか複数を含めて記載しているので、p25とp26の第3.1.3-2表の放出源がそれぞれ独立しているなら別に分けることを検討すること。また、塩酸等同事業所で保有量が違う場合は③-1, ③-2, ③-3のように記載分けを検討すること。	事業所毎, 評価毎など放出源が確認できるよう表及び図の充実化を図った。	G-1-002(改2)p20~24 G-1-010(改1)p24~28	今回回答
23	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p188	屋内開閉所の位置がわかる図を追加すること。	屋内開閉所の位置を示した図を追加した。	G-1-002(改2)別紙4-7-1 p14 G-1-010(改1)p171	今回回答
24	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p216	調査対象整理について「×」及び「○」を付ける考え方を整理し説明すること。	特定フローの「Y」「N」に基づき、「○」「×」を記載し、スクリーニング評価対象となる固定源・可動源を特定していることを説明する。	—	今回回答
25	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p296	固定源整理表の液化石油ガスで開示情報に基づき容器に保管されているのか推定なのか整理し、表では開示情報に基づいた記載にすること。	一部の液化石油ガスについて、「消防法に基づく届出情報から貯蔵方法の情報が得られなかったが、消防法に基づき届出のあった液化石油ガスは高圧ガスであり、高圧ガスは高圧ガス保安法に定める容器(ボンベ等)に保管されているため調査対象外。なお、貯蔵量が300kg以上3000kg未満であるため、高圧ガス保安法ではなく、消防法にて届出がなされている。」と記載した。	G-1-002(改2)別紙4-7-1 p83, 87, 89, 90, 94, 122~130	今回回答

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
26	2022/7/19	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p361	有毒ガス防護対策で用いるF分布検定の妥当性について説明すること。	水戸地方気象台において観測された気象データ（2005年4月～2006年3月）について、2018年9月26日に原子炉設置変更許可を受けた東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）にて確認している統計年（1994年4月～2005年3月）でF分布検定を実施し、棄却された項目がないことを確認した。	G-1-002(改2) 別紙9 p4～8 G-1-010(改1)p222～226	今回回答
27	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p7	東海発電所の有毒化学物質がないことの説明の追記を検討すること。	東海発電所の敷地はその大半を東海第二発電所の敷地に囲まれていることを踏まえ、東海発電所の敷地内の有毒化学物質も東海第二発電所の敷地内にあるものとして評価を実施した。また、東海発電所にある有毒化学物質については整理表に追記した。	G-1-002(改2)p3, 5, 34 別紙4-7-1 p9 G-1-010(改1)p7, 9, 38, 166	今回回答
28	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p10	高周波溶融炉について、設置許可上の扱い（廃棄物処理系の何に該当）を説明すること。	高周波溶融炉について、設置許可上の扱いを記載するとともに設備名の適正化を図った。	G-1-002(改2)p8, 15 別紙2 p12 G-1-010(改1)p12, 19, 115	今回回答
29	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p21	地域防災計画及びガス事業法の調査結果について記載を検討すること。	地域防災計画及びガス事業法の調査結果を追記した。	G-1-002(改2)p18 G-1-010(改1)p22	今回回答
30	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p23	第3.1.3-1表 敷地外固定源の調査結果について、有効数字2桁で切り捨てではなく、開示された数値を記載すること。また、防液堤の記載も充実化すること。	敷地外固定源の調査結果については、開示された情報に基づき記載するとともに、表の充実化を図った。	G-1-002(改2)p20～21 G-1-010(改1)p24～25	今回回答
31	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p23	第3.1.3-1表について、論点や開示情報又は推定した情報化などサマリを記載し、全体が把握できるように充実化すること。また、ガイドに基づき33個の放出源を中心とした評価点を見た方位に隣接を足し込んだ3方位の図も追記すること。	No.30と同様に表の充実化を図った。また、図については放出源を中心として評価点を隣接方位の固定源を確認できる図とした。	G-1-002(改2)p20～21 別紙15 p21～30 G-1-010(改1)p24～25, 321～332	今回回答
32	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p29	曝露と暴露が混在しており、出典元の関係で合わせることはできないかもしれないが、整合できるなら検討すること。また、LC ₅₀ 値（マウス）が…とLC ₅₀ 値（マウス）…と「が」が入っていたりいなかったりするので適正化すること。	文献等に基づき整合を図るとともに、記載の適正化を図った。	G-1-002(改2)p27～33 別紙1 p16～22 G-1-010(改1)p31～37, 80～86	今回回答
33	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p103	女川はIDLH値で東二IDLHでは「値」が付いていないが、ガイドは「値」が付いているので確認し、適正化すること。	ガイドに合わせて、記載の適正化を図った。	G-1-002(改2) 別紙2 p1～2 G-1-010(改1)p105	今回回答
34	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p37	消防法で抽出したものが毒物及び劇物取締法を包含しているか説明すること。	消防法第9条の3にて、毒物及び劇物取締法に規定する毒物は、規定された数量以上のものはあらかじめ届出することが規定されており、アンモニア及び塩酸については、毒物及び劇物取締法に規定されているため、包含されていることを確認した。	—	今回回答
35	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p37	開示情報が得られないものについて、堰があるものとする妥当性や保守性について説明すること。また、堰の設定方法の妥当性や保守性についても説明すること。	開示情報が得られなかった薬品濃度及び堰面積については、保守的な結果となる条件（薬品濃度100%、堰設定なし）を設定する。なお、開示情報が得られなかった一部の薬品濃度及び堰面積については、実態調査を行い、調査で情報が得られた場合は、その値を設定して評価を行う。	G-1-002(改2)p35, 43～48 G-1-010(改1)p39, 47～52	今回回答

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
36	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p37	ガソリンについて堰にクレジットをとることの妥当性か、考え方を示すこと。		今回回答	
37	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p38	薬品濃度の設定の考え方（同様の設定をしている他プラントと東二の考え方の整合性も踏まえて）について充実化すること。また、有毒ガス濃度を評価する時の温度について設定の妥当性を説明すること。	G-1-002(改2) p35, 43~48, 52, 55, 58, 59 G-1-010(改1)p39, 47~ 52, 56, 58, 60, 61	今回回答	
38	2022/7/19	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p114	※4の差異理由の記載について、何が開示請求と同じ情報がHPから得られたのか記載すること。	G-1-002(改2) 別紙3 p2 G-1-010(改1) p117	今回回答	
39	2022/7/29	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p277	中央制御室に常駐をしている情報班1名について、役割等追記を検討すること。	情報班のうち中央制御室に常駐する1名の要員が行う役割について、記載を追記した。	G-1-002(改2) p440, 441, 446	今回回答
40	2022/7/29	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p282	要員の名称について、現状同じ要員が別名称となっていたりわかりにくいので、記載を工夫すること。	要員の名称を整理し、記載の適正化を図った。	G-1-002(改2) p439, 440, 441, 444, 445, 446 G-1-010(改1) p276, 277, 278, 281, 282, 283	今回回答
41	2022/7/29	G-1-010	改0	有毒ガス防護について_比較表	p66	有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する和が1を下回るとあるが、ガイドの記載に合わせた適正化を検討すること。	ガイドの記載に合わせ「和が1より小さい」とし、記載の適正化を図った。	G-1-002(改2) p69 G-1-010(改1) p68	今回回答
42	2022/7/29	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p430	立会人等が資料間で記載方法が統一されていないので整合すること。また、別紙11-1のタイトルも資料の内容に合わせて適正化を検討すること。	「立会人等」としていた記載を「発電所員」に統一し、資料間での整合を図った。また、(別紙11-1)については、敷地内に受け入れた可動源からの有毒ガスの発生を検出するための体制及び必要な箇所への連絡等の記載を充実化した。	G-1-002(改2) p437, 438 G-1-010(改1) p274, 275	今回回答
43	2022/7/29	G-1-002	改1	有毒ガス防護について	p432	有毒ガス防護の防護措置と処理についての記載を、別紙11-2と別紙11-3で適切な表現を検討すること。	可動源からの有毒ガスの防護(別紙11-2)及び終息に係る措置(別紙11-3)とに分かれていた資料を統合しました。(別紙11-3は別紙11-2に取り込まれたことから、別紙11-3は削除)	G-1-002(改2) p439~443 G-1-010(改1) p276~280	今回回答